

平成18年の大阪府の労働組合推定組織率は過去最低の18.6%となった。
 春季賃上げ・夏季一時金・年末一時金ともプラスとなった。
 労働相談件数は、前年度比約10.7%増加し、9年連続で1万件を超えている。

1 労働組合の組織状況

我が国の労働組合について、厚生労働省の労働組合基礎調査報告によると、平成18年6月30日現在、全国の労働組合数は5万9,019組合（単位組合）、労働組合員数は1,004万1千人であり、前年に比べて、組合数が2,159組合（3.5%）の減少、組合員数は9万7千人（1.0%）の減少となっている。

また、推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は18.2%となり、前年の18.7%に比べ0.5ポイント低下し、戦後最低を更新する結果となった。

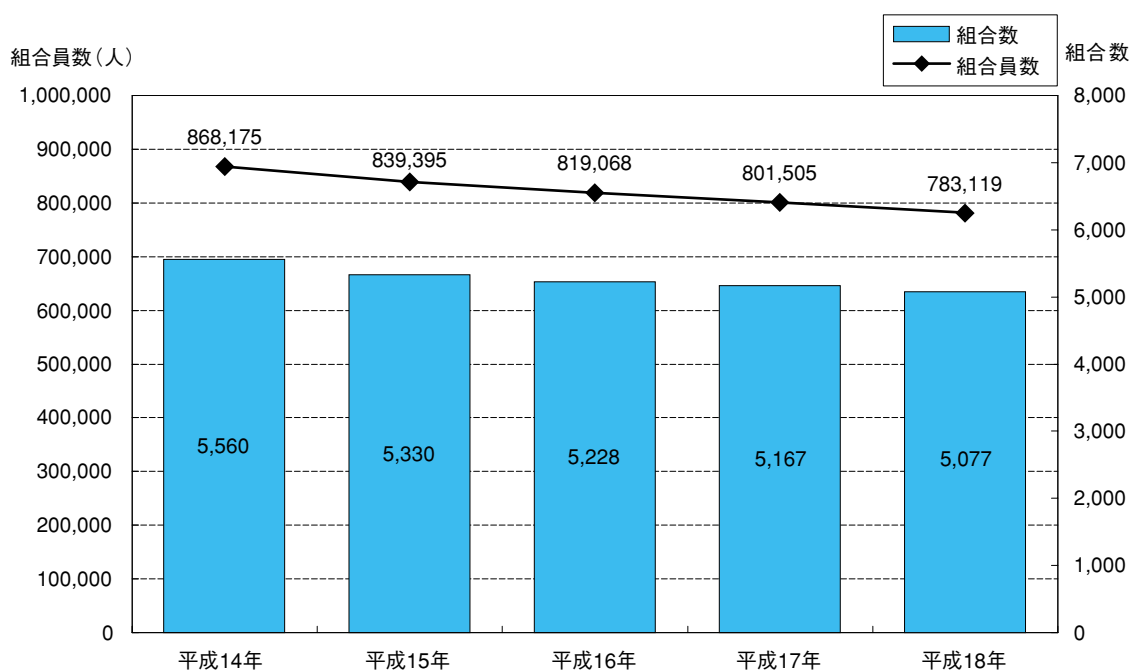
大阪府総合労働事務所が実施した「労働組合基礎調査」によると、平成18年6月30日現在の府内の労働組

合数は5,077組合で、前年（5,167組合）に比べて90組合（1.7%）減少した。また、組合員数は78万3,119人で、前年（80万1,505人）に比べ1万8,386人（2.3%）減少した（図表Ⅲ-4-1）。

また、府内の推定組織率は18.6%となり、前年の19.4%に比べ0.8ポイント低下した。（図表Ⅲ-4-2）。

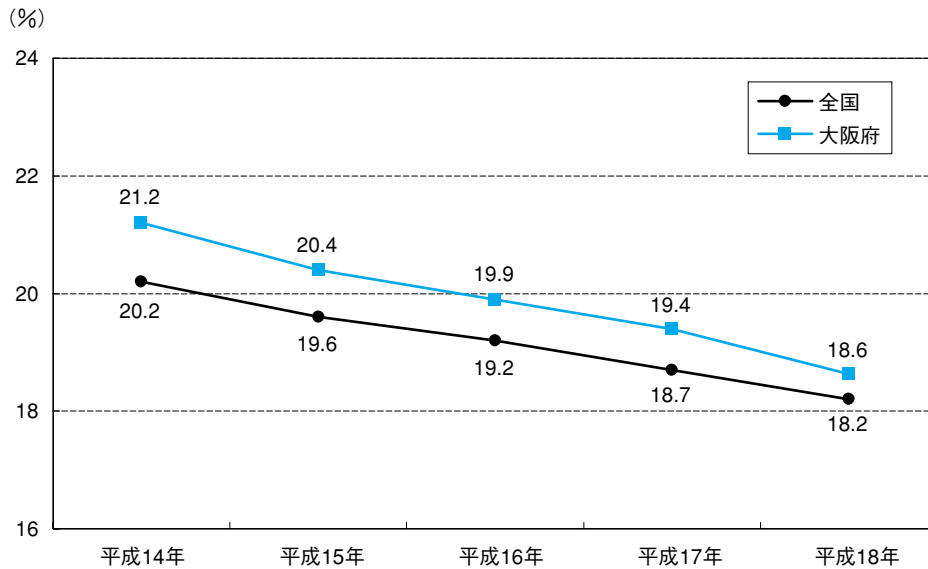
産業別の状況を見ると、労働組合員数は、製造業が21万5,820人と最も多く全体の27.6%を占めている。次いで、卸売・小売業の10万2,370人（全体の13.1%）、運輸業の8万8,775人（同11.3%）、公務の6万1,938人（同7.9%）の順となっている（図表Ⅲ-4-3）。

図表Ⅲ-4-1 労働組合数及び組合員数の推移（大阪府）



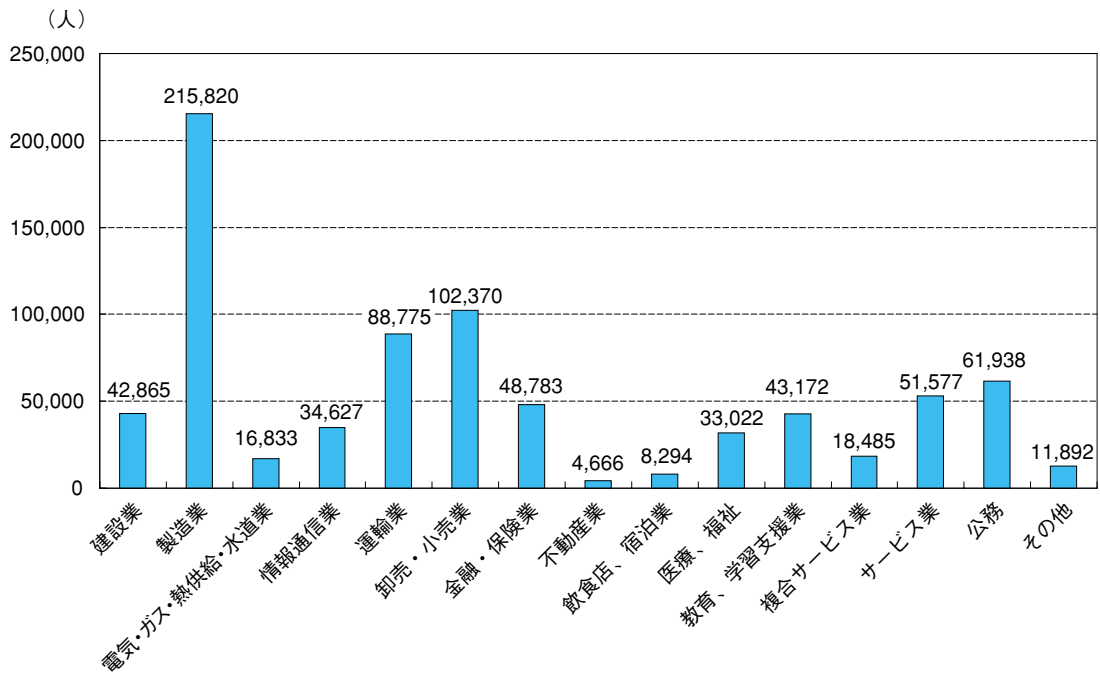
資料：大阪府商工労働部「おおさかの労働組合」。

図表Ⅲ－４－２ 推定組織率の推移（全国・大阪府）



資料：大阪府商工労働部「おおさかの労働組合」。

図表Ⅲ－４－３ 産業別労働組合数（大阪府 平成18年）



2 春季賃上げ

大阪府総合労働事務所が平成18年5月17日時点で妥結している府内の687組合のうち、妥結額、平均賃金、組合員数のすべてが明らかな503組合について集計を行った結果、妥結額は、加重平均で5,388円（賃上げ率1.80%）となり、前年を額で190円、賃上げ率で0.08

ポイントそれぞれ上回った。また、単純平均による妥結額は、4,967円（同1.75%）となり、前年を額で285円、賃上げ率で0.09ポイントそれぞれ上回った（図表Ⅲ－４－４）。

加重平均による妥結額・賃上げ率ともに3年連続で前年を上回った。

図表Ⅲ－４－４ 春季賃上げ妥結額の推移（大阪府・全国）

区分 年	大 阪 府			全 国		
	賃上げ額 (円)	平均賃金 (円)	賃上げ率 (%)	賃上げ額 (円)	平均賃金 (円)	賃上げ率 (%)
平成14年	5,086 (4,402)	298,908 (280,640)	1.70 (1.57)	5,265	316,399	1.66
平成15年	4,836 (4,248)	296,628 (281,118)	1.63 (1.51)	5,233	321,308	1.63
平成16年	4,961 (4,411)	299,300 (280,935)	1.66 (1.57)	5,348	319,788	1.67
平成17年	5,198 (4,682)	302,630 (282,720)	1.72 (1.66)	5,422	316,940	1.71
平成18年	5,388 (4,967)	300,008 (283,515)	1.80 (1.75)	5,661	316,723	1.79
備 考	府内労働組合のうち、妥結額等を把握できた組合の加重平均 ()内は単純平均			全国主要企業(資本金10億円以上・従業員規模1,000人以上で労働組合がある企業)のうち、妥結額等を把握できた企業の加重平均		

資料：大阪府（大阪府商工労働部調）。
全国（厚生労働省調）。

妥結額を産業別にみると、製造業が5,751円で前年を302円、非製造業が4,871円で前年を88円上回るなど、ともに前年の妥結額を上回る結果となった。賃上げ率が全産業の平均賃上げ率（1.80%）を上回った産業は、「輸送用機械器具」（2.23%）、「医療、福祉、教育、学習支援業」（2.16%）、「建設業」（2.15%）等で、下回ったものは「運輸業」（1.34%）、「パルプ・紙・紙加工品」（1.53%）、「金融・保険業、不動産業」（1.56%）等となり、産業別ではばらつきがみられた。

（図表Ⅲ－４－５）。

また、妥結額を企業規模別にみると、「1,000人以上（大手組合）」の妥結額を100とした場合、「300～999人（中堅組合）」が93.3（対前年度比7.8ポイント増）、「300人未満（中小組合）」が83.3（同5.2ポイント増）となり、大手組合との妥結額の規模間格差は中堅・中小組合ともに縮小する結果となった（図表Ⅲ－４－6）。

図表Ⅲ－４－５ 産業別妥結状況（大阪府 加重平均）

	平成17年		平成18年		対前年同時期比較	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	妥結額 (円)	賃上げ率 (ポイント)
全産業	5,198	1.72	5,388	1.80	190	0.08
製造業	5,449	1.81	5,751	1.95	302	0.14
食料品・たばこ	5,273	1.81	5,234	1.73	▲39	▲0.08
繊維、衣服	4,771	1.82	5,096	1.90	325	0.08
木材、家具・装飾品	3,350	1.19	5,155	1.90	1,805	0.71
パルプ・紙・紙加工品	4,172	1.51	4,149	1.53	▲23	0.02
出版・印刷・同関連	6,348	1.96	6,287	2.08	▲61	0.12
うち、新聞・出版	6,879	2.05	7,033	2.11	154	0.06
うち、印刷・その他	4,453	1.58	5,087	2.02	634	0.44
化学	6,498	1.82	6,832	1.86	334	0.04
石油・石炭製品						
プラスチック製品	2,972	1.19	4,325	1.69	1,353	0.50
ゴム、皮革製品	x	x	x	x		
窯業・土石製品	x	x	6,102	2.10		
鉄鋼	5,164	1.84	5,126	1.74	▲38	▲0.10
非鉄金属	3,904	1.43	4,748	1.69	844	0.26
金属製品	4,035	1.46	4,842	1.85	807	0.39
一般機械器具	5,557	1.88	6,034	2.02	477	0.14
電気機械器具	5,230	1.86	5,600	2.07	370	0.21
情報通信機械器具						
電子部品・デバイス						
輸送用機械器具	5,044	1.87	6,169	2.23	1,125	0.36
精密機械器具	4,367	1.48	5,654	1.88	1,287	0.40
その他の製造	6,208	2.03	5,139	1.76	▲1,069	▲0.27
非製造業	4,783	1.56	4,871	1.59	88	0.03
農林水産業・鉱業	x	x	x	x		
建設業	5,259	1.85	5,694	2.15	435	0.30
電気・ガス・熱供給・水道業	x	x				
情報通信業			x	x		
運輸業	3,765	1.21	4,358	1.34	593	0.13
うち、私鉄・バス	4,046	1.27	4,554	1.38	508	0.11
うち、道路貨物輸送	1,746	0.67	1,884	0.70	138	0.03
うち、その他	2,968	1.14	3,574	1.47	606	0.33
卸売・小売業	4,458	1.63	5,370	1.98	912	0.35
金融・保険業、不動産業	5,156	1.39	6,015	1.56	859	0.17
うち、金融・保険業	x	x	x	x		
うち、不動産業	x	x	x	x		
飲食店、宿泊業						
医療、福祉、教育、学習支援業	5,713	1.90	6,696	2.16	983	0.26
うち、医療・福祉	5,796	1.93	x	x		
うち、教育・学習支援業	4,545	1.57	x	x		
複合サービス業、サービス業	4,969	1.87	7,379	1.87	2,410	
うち、複合サービス業						
うち、自動車整備・機械修理	x	x	x	x		
うち、賃貸・広告業						
うち、その他	x	x	x	x		

資料：大阪府商工労働部調。

(注) 集計組合が1又は2の場合は、当該の個別情報を秘匿するために「x」で表示しています。

また、秘匿した数字が差し引き計算により判明する場合には、さらに他の箇所を「x」で表示しています。

図表Ⅲ－４－６ 企業規模別妥結状況（大阪府 加重平均）

企業規模	集計数		妥結額		賃上げ率		対前年同時期比較	
	平成17年 (件)	平成18年 (件)	平成17年 (円)	平成18年 (円)	平成17年 (%)	平成18年 (%)	妥結額 (円)	賃上げ率 (ポイント)
300人未満	263	281	4,317 (78.1)	4,638 (83.3)	1.61	1.73	321	0.12
300～999人	91	97	4,722 (85.5)	5,195 (93.3)	1.71	1.82	473	0.11
1,000人以上	122	125	5,526 (100.0)	5,567 (100.0)	2.06	2.07	41	0.01
総加重平均	476	503	5,198	5,388	1.72	1.80	190	0.08
総単純平均	476	503	4,682	4,967	1.66	1.75	285	0.09

資料：大阪府商工労働部調。

(注) () は企業規模「1,000人以上」の妥結額を100とした場合の値。

3 夏季・年末一時金

(1) 夏季一時金

大阪府総合労働事務所が平成18年6月28日時点で妥結している府内の577組合のうち、妥結額、平均賃金、組合員数のすべてが明らかな489組合について集計を行った結果、妥結額は加重平均で77万2,533円（支給月数2.48か月）となり、前年を額で4万4,414円、支給

月数で0.12か月上回った。また、単純平均では、63万2,230円（同2.18か月）となり、前年を額で2万7,808円、支給月数で0.08か月上回った。

今回の集計結果では、額・月数とも対前年比において4年連続のプラスとなった（図表Ⅲ－４－7）。

図表Ⅲ－４－7 夏季一時金妥結額の推移（全国・大阪府）

年	区分	大阪府			全国		
		妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)	妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)
平成14年		526,203 (647,654)	▲9.0 (▲9.7)	1.87 (2.11)	436,952	▲8.7	1.73
平成15年		533,621 (667,546)	1.4 (3.1)	1.87 (2.12)	432,149	▲1.7	1.72
平成16年		567,709 (679,053)	6.4 (1.7)	1.98 (2.19)	451,090	3.0	1.79
平成17年		604,422 (728,119)	6.5 (7.2)	2.10 (2.36)	466,764	3.1	1.83
平成18年		632,230 (772,533)	4.6 (6.1)	2.18 (2.48)	478,472	2.5	1.89

資料：大阪府（大阪府商工労働部調） 全国（厚生労働省調）。

(注) 大阪府の()内数字は加重平均。

全国の数値は、中小・中堅企業（企業規模1,000人未満）の数値（単純平均）。

全国数値の伸び率は、集計対象企業のうち、前年と比較できる企業についての前年比を算出したものであり、今回の集計対象の妥結額と前回の集計企業の妥結額を単純に比較した前年比と一致しない。

(2) 年末一時金

大阪府総合労働事務所が平成18年12月1日時点で委託している府内の634組合のうち、委託額、平均賃金、組合員数のすべてが明らかな521組合について集計を行った結果、委託額は加重平均で76万765円（支給月数2.45か月）となり、前年を額で2万5,382円、支給月

数で0.07か月上回った。また、単純平均では、64万9,464円（同2.25か月）となり、前年を額で5,979円、支給月数で0.04か月上回った。

今回の集計結果では、額・月数とも対前年比において4年連続のプラスとなった（図表Ⅲ－4－8）。

図表Ⅲ－4－8 年末一時金委託額の推移（全国・大阪府）

年	区分	大阪府			全国		
		委託額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)	委託額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)
平成14年		567,143 (677,490)	▲4.0 (▲5.7)	1.98 (2.19)	462,939	▲5.7	1.84
平成15年		576,179 (707,967)	1.6 (4.5)	2.00 (2.25)	461,381	▲1.0	1.84
平成16年		607,471 (716,411)	5.4 (1.2)	2.11 (2.31)	481,498	2.5	1.91
平成17年		643,485 (735,383)	5.9 (2.6)	2.21 (2.38)	492,389	2.0	1.95
平成18年		649,464 (760,765)	0.9 (3.5)	2.25 (2.45)	507,421	2.7	2.01

資料：大阪府（大阪府商工労働部調） 全国（厚生労働省調）。

（注）大阪府の（ ）内数字は加重平均。

全国の数値は、中小・中堅企業（企業規模1000人未満）の数値（単純平均）。

全国数値の伸び率は、集計対象企業のうち、前年と比較できる企業についての前年比を算出したものであり、今回の集計対象の委託額と前回の集計企業の委託額を単純に比較した前年比と一致しない。

■各労働団体の動き

各労働団体は、景気回復基調が続く中、「雇用確保と、企業における好業績の賃金・労働条件への配分」を最大の課題とし、非正規労働者の均等待遇実現や働くルールの確立などの活動を展開した。

(1) 連合大阪

① 大会における運動方針

連合大阪では、隔年で開催する定期大会において2年度間の運動方針を決定している。平成18年度はその中間年にあたり、平成18年10月27日に開催した第19回地方委員会において、前期1年間の活動結果を検証するとともに、平成17年10月28日に開催した第12回定期大会において決定した運動方針について、新たな補強方針を立てず、同方針の重点課題実現に向けて全力を注ぐこととした。

第12回定期大会では次の4点を重点課題として掲げている。

- (ア) 50万連合大阪に向けた組織拡大
- (イ) 安定雇用・暮らし等の政策制度要求の実現
- (ウ) 中小・地場の労働組合支援
- (エ) 政治活動・選挙対策の取り組みと社会運動の強化

また、18年度は、第16回統一地方選挙、第21回参議院議員選挙と選挙が続くことから、「政権交代を実現させるため、『政治活動、選挙対策』を第一重点として取り組みを進める。」とし、「格差拡大社会の進行の中にあって『格差是正・不公平税制阻止・社会保障の抜本的改革実現』等の連合の政策・制度要求実現のためにも政権交代は重要な政治課題であり、すべての活動を集約する形で政治活動・選挙対策を強化した取り組みを展開する。」とした。

② 主な活動内容

政策制度運動に関しては、大阪府をはじめ府内各市町村に対して、次年度の政策・予算に関する要請を行った。

また、雇用・労働施策を進める活動として、「大阪雇用対策会議」では、大阪の雇用状況の改善に向け、就職・就労に支援を必要とする者を対象とした「雇用・就労支援プログラム」の平成17

年度実績、平成18年度の概要等を確認し、公労使がより連携を深めつつ、平成17年度から3ヵ年計画で社会経済状況や事業効果を踏まえながら、大阪府の完全失業率4%台に向け、雇用・就労環境の改善を進めていくこと等を確認した。

さらに、ワークルールの確立のため、パート労働者等の均等待遇実現に向け、「均等待遇アクション21大阪実行委員会」等と連携し、集会・学習会や国等への要請等を実施し、男女間格差・雇用形態別格差是正の取り組みを行った。さらに、最低賃金の「あるべき（生活できる賃金）水準」を呼びかけ、リビングウェッジ運動ともリンクさせ、格差圧縮を図り「存在感のある最低賃金」に向けた大衆運動等の取り組みを強化するとした。

中小労働運動に関しては、春季生活闘争の一環として「パート共闘会議」を設置し、中小企業労働者やパート・派遣労働者等の賃金・労働条件の格差是正を課題とする取り組みを行った。

男女平等運動に関しては、「男女雇用機会均等法」の抜本改正へ取り組み、同法改正後は、その周知活動に取り組みとともに、間接差別の限定列挙など残された課題の早期見直しへの取り組みを行った。

社会運動関係では、「ジャワ島中部地震」被災者に見舞金を贈るほか、海外労組との交流等を行った。また、大規模災害での経験を踏まえ、ライフライン等に関するネットワークやボランティア支援等災害支援組織として「連合大阪災害支援ネットワーク（仮称）」の設立を検討するとした。

(2) 大阪労連

① 大会における基本方針

大阪労連は、平成18年9月2日に開催した第33回定期大会において、「変えよう！ルールなき競争と格差社会」「まもろう！憲法と教育基本法」「増やそう！仲間を」というスローガンのもとに、国民総決起型の運動を追求するとして、次の点を具体的な課題として掲げ、取組んだ。

ア) 憲法・教育基本法闘争の強化を、イ) 官民共同で賃金闘争の新たな前進へ、ウ) 働くルールの確立、男女共同参画社会めざす運動の前進を、エ) 構造改革、「小さな政府」に反撃する大運動を、オ) 社会保障闘争と国民的要求の前進へ、カ) 平和と民主主義を守り、政治革新を、キ) 国鉄、

NTTなどすべての争議の解決を、ク)組織の拡大・強化、機能強化を。

② 主な活動内容

賃金底上げ運動では、「誰でも1万円以上の賃上げ」を掲げるとともに、時間給で働くすべての労働者の賃金を「時給を1,000円以上」に上げることや、全国最低賃金制確立(月額15万円、日額7,400円、時間額1,000円とすること)をめざした宣伝や申し入れを行った。

パートタイム労働者等の均等待遇実現をめざす取組みでは「均等待遇めざす単組の取組み状況アンケート」を行い、実態の把握に努めるとともに、政党・事業所へのパート処遇改善申し入れ行動に取り組んだ。

憲法改悪阻止・教育基本法改悪反対の運動では、単産や地域での署名活動や学習会の開催などに取り組んだ。

組織拡大・強化の推進としては、「組織拡大月間」を設け、ミニリーフ配布やセスナ機からの呼びかけ、中立・無所属労組への訪問など、組織拡大目標1万人(組織人員の10%増)に向けた取り組みを展開した。

「労働契約法反対・男女雇用平等法実現をめざす委員会」では、学習会の開催や労働政策審議会労働条件分科会傍聴と動向報告、アンケートの実施などに取り組んだ。

また、大阪府に対して、「女性施策にかかわる要請書」、「争議の早期解決支援を求める要請書」、「ワーキングプア解消に向けた要請書」「自治体非正規職員の賃金、処遇の改善を求める要請書」等を提出した。

(3) 大阪全労協

① 大会における基本方針

平成18年7月17日に第17回定期大会を開催し、独自活動と確認した「ゆうメイトの組織化」と「全労協護法労組の闘い」については、今後も重点課題として取り組むことなどを決定した。

② 主な活動内容

18年4月からの労働審判制の新設に対して、おおさかユニオンネットワークの協力も得ながら、「労働審判相談センター・大阪」をスタートさせ

た。

大阪電通合同労組が行うNTTの合理化反対の闘い、大阪教育合同労組が行う臨時講師の雇用継続の闘い、ゼネラルユニオンが行う外国人講師の雇止めや社会保険未加入問題の闘いなどを支援するとともに、おおさかユニオンネットワークとの共闘、争議組合の支援、反戦の闘い、教科書採択など社会的な課題に対する取り組みを行った。

また、労働法制の全面改悪反対の全国集会に参加し、デモ行進等を行った。

■春季賃上げ時の労使の主張

連合は、2006春季生活闘争を「企業業績の回復と家計の苦しさが好対照であり、その中で、二極化が鮮明になっている。」との情勢認識のもと、「『生活防衛から生活向上へ』、『下支えから底上げへ』と取り組みの基調を変える。」とするとともに、「日本経団連は経営課題の理解の場とし、『春闘』としているが、連合は労働基本権を背景とする『春闘』にこだわる。」としている。

また、全ての組合が取り組む課題として、次の4つのミニマム運動課題を設定した。

- ①「賃金カーブ維持分」を確保したうえで、「賃金改善」に取り組む
- ②規模間や男女間等の格差是正、均等待遇の実現に向け継続的に取り組む
- ③全従業員対象の企業内最低賃金を協定化する
- ④労働時間管理の協定化と長時間労働の削減に向けて取り組む

賃金課題への基本的考え方として、「賃金カーブ維持分を確保したうえで、ベースアップや時給引き上げ、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げ等によって、積極的な「賃金改善」に取り組む。」とし、「月例賃金の改善を最優先し、年間収入の維持・向上をめざす。」としている。

また、中小・地場組合は、「自らの賃金実態を把握し、賃金カーブ維持分を獲得する。さらに、社会水準や生計費等との比較、時系列での分析などを行い、賃金改善に取り組む。また、地域ミニマム運動への参加とその活用をはかる。」とし、「産別・地方連合会は、中小・地場共闘を通じてこうした取り組みを支援する。」としている。具体的には、格差是正のための水準目標値を「35歳所定内賃金233,000円以上」とし、さらに、賃上

げ目安として、「①賃金カーブの算定が可能な組合は、『賃金カーブの確保とカーブ維持分の労使確認+賃金改善分2,000円以上』、②賃金カーブ維持分の算定が困難な組合は、『定昇込み6,500円=4,500円(賃金カーブの確保相当額)+2,000円(賃金改善分)』とした。

また、パート労働者等の待遇改善として、「時間当たり賃金の1%または10円以上引上げに取り組む」とし、さらに、「すべての組合で企業内最賃の協定化とその引き上げを行い、法定最賃引き上げに結びつける。(全従業員対象の企業内最賃の目標水準840円以上)」等とした。

次に、全労連は、「誰でも10,000円」の要求をかけた、①すべての労働者の賃上げ(定昇+アルファ)をかちとることに、全組合が最後までこだわる、②すべての組合が、「時間額」「日額」「月額」を明記した企業内最低賃金協定の締結を迫る、③男女賃金格差の是正や非正規の均等待遇をめざし、パート時間給の引き上げを全組合が要

求し回答を引き出すことを方針とした。

一方、日本経団連が発表した「2007年版経営労働政策委員会報告」によると、「賃金決定においては、生産性の向上の如何にかかわらず横並びで賃金水準を底上げする市場横断的なベースアップは、もはやありえない。」「激化する国際競争の中では競争力強化が最重要課題であり、賃金水準を一律に引き上げる余地はない。」としつつ、「個別企業レベルにおける賃金決定は、自社の支払能力を基本として、個別労使で決定すべきである。個別企業の労使の話し合いによって、成果を反映した各社各様の賃金制度への改定が行なわれており、従業員一律のベースアップはもはやありえない。」と、個別企業の業績に応じた労使の自主的な協議に委ねるべきとの見解を示している。また、「企業の好業績により得られた短期的な成果については、賞与・一時金に反映することが基本である。」と、賃金への反映を牽制している。

4 大阪府労働委員会の動き

(1) 調整事件

①概説

平成18年に新規に係属した調整事件は50件で、前年より5件の減少となった。

労働争議の調整機能としては「あっせん」「調停」「仲裁」の三つに分かれるが、平成18年は、全てが簡易な調整制度である「あっせん」であった。

また、同年中の取扱件数は、前年からの繰越件数11件とあわせて61件であり、終結件数は53件で、8件が翌年に繰越しとなった(図表Ⅲ-4-9)。

②当事者

新規係属した調整事件を申請者別にみると、「組合側申請」が46件、「使用者側申請」が4件であった。

次に、企業規模別にみると、従業員数49人以下の規模が12件(24.0%)、従業員100人～299人規模が11件(22.0%)、次いで300人～499人規模が9件(18.0%)などとなっている(図表Ⅲ-4-10)。

また、産業分類別にみると、「教育、学習支援業」が14件(28.0%)、次いで「製造業」が10件(20.0%)、「運輸業」が7件(14.0%)などとなっており、前年に比べ「教育、学習支援業」の占める割合が増加している(図表Ⅲ-4-11)。

図表Ⅲ-4-9 調整事件取扱状況の推移(大阪府)

区 分	平成16年		平成17年		平成18年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
前年からの繰越件数	6	11.8	5	8.3	11	18.0
新規申請件数	45(1)	88.2	55	91.7	50	82.0
合 計	51(1)	100.0	60	100.0	61	100.0
終 結 件 数	46(1)	90.2	49	81.7	53	86.9
翌年への繰越件数	5	9.8	11	18.3	8	13.1

資料：大阪府労働委員会調。

(注) () 内の数字は、内数で調停事件の件数である。また、仲裁事件は、平成16年、17年、18年とも0件である。

図表Ⅲ-4-10 企業規模別申請件数(大阪府)

区 分	平成16年		平成17年		平成18年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
49人以下	17	37.8	22	40.0	12	24.0
50人～99人	7	15.6	8	14.5	5	10.0
100人～299人	11	24.4	11	20.0	11	22.0
300人～499人	2	4.4	3	5.5	9	18.0
500人～999人	3	6.7	3	5.5	4	8.0
1,000人～1,999人	3	6.7	1	1.8	5	10.0
2,000人～4,999人	1	2.2	7	12.7	4	8.0
5,000人以上	1	2.2	0	0.0	0	0.0
合 計	45	100.0	55	100.0	50	100.0

資料：大阪府労働委員会調。

図表Ⅲ-4-11 産業分類別申請件数(大阪府)

区 分		平成16年		平成17年		平成18年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
建 設 業		1	2.2	2	3.6	1	2.0
製 造 業	織 維 ・ 衣 料	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	印 刷	3	6.7	0	0.0	0	0.0
	化 学	1	2.2	2	3.6	1	2.0
	金 属 製 品	0	0.0	0	0.0	2	4.0
	機 械 器 具	0	0.0	1	1.8	0	0.0
	そ の 他	3	6.7	6	10.9	7	14.0
	小 計	7	15.6	9	16.4	10	20.0
電気・ガス・熱供給・水道業		1	2.2	0	0.0	0	0.0
情 報 通 信 業		0	0.0	3	5.5	4	8.0
運 輸 業	道 路 旅 客 運 送	2	4.4	1	1.8	0	0.0
	道 路 貨 物 運 送	6	13.3	5	9.1	6	12.0
	そ の 他	2	4.4	5	9.1	1	2.0
	小 計	10	22.2	11	20.0	7	14.0
卸 売 ・ 小 売 業		4	8.9	7	12.7	2	4.0
金 融 ・ 保 険 業		1	2.2	3	5.5	1	2.0
不 動 産 業		0	0.0	0	0.0	0	0.0
飲 食 店 、 宿 泊 業		1	2.2	1	1.8	0	0.0
医 療 、 福 祉		3	6.7	5	9.1	4	8.0
教 育 、 学 習 支 援 業		5	11.1	8	14.5	14	28.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業		1	2.2	0	0.0	0	0.0
サ ー ビ ス 業		10	22.2	6	10.9	6	12.0
そ の 他 ※		1	2.2	0	0.0	1	2.0
合 計		45	100.0	55	100.0	50	100.0

※その他は、農業、林業、漁業、鉱業、公務、分類不能の産業の合計とする。

資料：大阪府労働委員会調。

③事件内容

新規の調整事件を事項別にみると（1件の申請で複数の内容にわたるものがあるため、申請件数とは一致しない）、賃上げ、一時金などの「賃金等」に関するものが32件（32.0%）と最も多く、次いで「困交促進」が22件（22.0%）、解雇、配置転換などの「経営・人事」が20件（20.0%）などとなっている。

また、申請件数1件当たりの調整事項数は2.0項目で、前年（1.8項目）より若干増加している（図表Ⅲ-4-12）。

④終結状況

終結状況についてみると、平成18年中に終結した調整事件は、前年の繰り越しを含め53件であり、これを終結態様別にみると、「取下げ」が26件（49.1%）、「調整による解決」が19件（35.8%）、「不調・打ち切り」が8件（15.1%）となっている。

また、実際に調整を行なった事件について、その解決率をみると、平成18年は70.4%であり、前年

図表Ⅲ－４－１２ 調整事項別申請件数（大阪府）

区 分		平成16年		平成17年		平成18年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
組合承認・組合活動		0	0.0	3	3.1	2	2.0
協約締結・全面改定		1	1.4	0	0.0	0	0.0
協約効力・解釈		1	1.4	1	1.0	1	1.0
賃 金 等	賃金増額	5	6.9	2	2.1	6	6.0
	一時金	4	5.6	9	9.3	9	9.0
	諸手当	2	2.8	9	9.3	2	2.0
	その他賃金に関する事項	7	9.7	6	6.2	9	9.0
	退職一時金・年金	5	6.9	7	7.2	4	4.0
	解雇手当・休業手当	1	1.4	0	0.0	2	2.0
	小計	24	33.3	33	34.0	32	32.0
給与以外の労働条件	労働時間	1	1.4	0	0.0	4	4.0
	休日・休暇	1	1.4	1	1.0	1	1.0
	作業方法の変更	0	0.0	0	0.0	1	1.0
	定年制	0	0.0	0	0.0	2	2.0
	その他の労働条件	4	5.6	5	5.2	2	2.0
	小計	6	8.3	6	6.2	10	10.0
経営・人事	事業休廃止・縮小	2	2.8	0	0.0	0	0.0
	企業合併・営業譲渡	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	人員整理	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	配置転換	1	1.4	4	4.1	3	3.0
	解雇	12	16.7	11	11.3	12	12.0
	その他経営人事	7	9.7	7	7.2	5	5.0
	小計	22	30.6	22	22.7	20	20.0
福利厚生		0	0.0	0	0.0	1	1.0
団交促進		18	25.0	20	20.6	22	22.0
事前協議制		0	0.0	2	2.1	2	2.0
その他		0	0.0	10	10.3	10	10.0
合計		72	100.0	97	100.0	100	100.0

資料：大阪府労働委員会調。

(注) 1件の申請で複数の内容にわたるものがあるため、本表の合計は申請件数と一致しない。

(84.6%)を14.2ポイント下回った(図表Ⅲ-4-13)。

(2) 審査事件

①概要

平成18年に不当労働行為(労働組合法第7条違反)として救済申立てのあった事件(審査事件)数は71件で、前年(56件)より15件の増加となった。

また、同年中の取扱件数は前年からの繰越し109件と併せて180件であり、終結件数は87件で、93件が翌年に繰越しとなった(図表Ⅲ-4-14)。

②当事者

新規申立てのあった審査事件を申立人別にみると、71件中、「組合」が68件(95.8%)、「組合・個人連名」が3件(4.2%)となっている。

次に、企業規模別にみると、例年と同様、従業員

「300人未満」が36件(50.7%)と多数を占めている(図表Ⅲ-4-15)。

また、産業分類別にみると、「教育、学習支援業」が16件(22.5%)と最も多く、次いで「運輸業」が14件(19.7%)、「サービス業」が10件(14.1%)、「卸売・小売業」が9件(12.7%)、「製造業」が8件(11.3%)と続いている(図表Ⅲ-4-16)。

③事件内容

新規の審査事件を労働組合法第7条の各号別にみると(1件の申立てで各号にわたるものがあるため、合計は申立件数と一致しない)、1号事件(組合活動を理由とする不利益取扱い等)が40件(28.0%)、2号事件(団体交渉拒否)が51件(35.7%)、3号事件(労働組合の結成・運営に関する支配介入等)が47件(32.9%)、4号事件(不当労働行為救済申立て等を理

図表Ⅲ-4-13 調整事件終結状況の推移(大阪府)

区 分	平成16年		平成17年		平成18年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
調整開始前取下げ	18	39.1	21	42.9	26	49.1
調整開始後取下げ	2	4.3	2	4.1	0	0.0
調整による解決(A)	19	41.3	22	44.9	19	35.8
不調・打切り(B)	7	15.2	4	8.2	8	15.1
不 開 始	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	46	100.0	49	100.0	53	100.0
解決率(A/A+B)	73.1%		84.6%		70.4%	

資料：大阪府労働委員会調。

図表Ⅲ-4-14 審査事件取扱状況の推移(大阪府)

区 分	平成16年		平成17年		平成18年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
前年からの繰越し件数	184	72.2	152	73.1	109	60.6
新規申立件数	71	27.8	56	26.9	71	39.4
合計(取扱件数)	255	100.0	208	100.0	180	100.0
終 結 件 数	103	40.4	99	47.6	87	48.3
翌年への繰越し件数	152	59.6	109	52.4	93	51.7

資料：大阪府労働委員会調。

図表Ⅲ－４－15 企業規模別申立件数（大阪府）

区 分	平成16年		平成17年		平成18年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
49人以下	25	35.2	12	21.4	17	23.9
50人～99人	7	9.9	11	19.6	4	5.6
100人～299人	15	21.1	9	16.1	15	21.1
300人～499人	3	4.2	1	1.8	7	9.9
500人～999人	5	7.0	6	10.7	4	5.6
1,000人～1,999人	3	4.2	4	7.1	12	16.9
2,000人～4,999人	8	11.3	6	10.7	4	5.6
5,000人以上	5	7.0	7	12.5	8	11.3
合 計	71	100.0	56	100.0	71	100.0

資料：大阪府労働委員会調。

由とした不利益取扱い）が5件（3.5%）となっている（図表Ⅲ－４－17）。

また、具体的内訳を見ると、1号事件では、組合員であることによる不利益取扱い（解雇を除く）が23件と最も多く、3号事件では、「組合運営」に対する使用者の支配介入43件が最も多い（図表Ⅲ－４－18）。

④ 終結状況

終結状況についてみると、取扱件数180件のうち、平成18年中に終結した審査事件数は87件で、終結率（取扱件数に占める終結件数の割合）は48.3%となった。

また、終結態様別にみると、「取下げ」（申立人の都合で取り下げられたもの）26件（29.9%）、「関与和解」（労働委員会の関与により和解したもの）16件（18.4%）、「無関与和解」（当事者間で自主的に解決したもの）6件（6.9%）、「命令・決定」（救済若しくは棄却決定又は却下決定が交付されたもの）により終結した事件数は39件（44.9%）で、その内訳は、「全部救済」が10件（11.5%）、「一部救済」が10件（11.5%）、「棄却」が16件（18.4%）、「却下」が3件（3.5%）となっている（図表Ⅲ－４－19）。

「命令・決定」による終結件数の39件には併合事件が含まれるため、実際に命令書を交付した件数は29件となっている。これら29件のうち、平成18年中に中央労働委員会へ再審査が申し立てられたものが22件、行政訴訟が提起されたものが0件、再審査申立て及び行

政訴訟提起がなされず大阪府労働委員会の命令が確定したもの（再審査申立て及び行政訴訟提起の期間中のものを含む）が7件であった。

5 労働相談

大阪府商工労働部に寄せられた労働者や事業主などからの労働相談の状況を見ると、平成18年度は1万2,966件で前年度に比べ1,253件、10.7%増となり、過去最高の相談件数となった（図表Ⅲ－４－20）。

内容についてみると、「解雇された」「労働契約」「賃金を払ってくれない」といった『労働条件』に関する相談が7,858件（構成比60.6%）と最も多く、次いで「雇用保険（失業給付）等について知りたい」といった『勤労者福祉』に関する相談が1,308件（同10.1%）となっており、厳しい労働環境や、雇用形態の多様化を反映した相談が多くなっている。なお、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談は、602件（同4.6%）となっている（図表Ⅲ－４－21）。

就労状況別にみると、正規社員が6,389件（構成比49.3%）と最も多く、次いでパート・アルバイトが2,528件（同19.5%）、使用者側が1,934件（同14.9%）となっている。これを前年度と比較すると、パート・アルバイトからの相談が最も増加し（637件増）、次いで使用者側からの相談が増加した（376件増）。（図表Ⅲ－４－22）。

事業所規模別にみると、10人未満が1,960件（構成比15.1%）、10～29人が1,600件（12.3%）、30～99人が

図表Ⅲ－４－16 産業分類別申請件数（大阪府）

区 分		平成16年		平成17年		平成18年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
建 設 業		3	4.2	1	1.8	3	4.2
製 造 業	織 維 ・ 衣 料	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	印 刷	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	化 学	0	0.0	0	0.0	1	1.4
	金 属 製 品	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	機 械 器 具	8	11.3	0	0.0	1	1.4
	そ の 他	10	14.1	12	21.4	6	8.5
	小 計	18	25.4	12	21.4	8	11.3
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		0	0.0	0	0.0	0	0.0
情 報 通 信 業		3	4.2	2	3.6	1	1.4
運 輸 業	道 路 旅 客 運 送	4	5.6	6	10.7	5	7.0
	道 路 貨 物 運 送	7	9.9	2	3.6	4	5.6
	そ の 他	2	2.8	2	3.6	5	7.0
	小 計	13	18.3	10	17.9	14	19.7
卸 売 ・ 小 売 業		10	14.1	6	10.7	9	12.7
金 融 ・ 保 険 業		1	1.4	0	0.0	0	0.0
不 動 産 業		0	0.0	1	1.8	0	0.0
飲 食 店 、 宿 泊 業		1	1.4	1	1.8	2	2.8
医 療 、 福 祉		4	5.6	8	14.3	3	4.2
教 育 、 学 習 支 援 業		2	2.8	6	10.7	16	22.5
複 合 サ ー ビ ス 事 業		2	2.8	1	1.8	0	0.0
サ ー ビ ス 業		11	15.5	6	10.7	10	14.1
そ の 他 ※		3	4.2	2	3.6	5	7.0
合 計		71	100.0	56	100.0	71	100.0

※その他は、農業、林業、漁業、鉱業、公務、分類不能の産業の合計とする。

資料：大阪府労働委員会調。

図表Ⅲ－４－17 労働組合法第7条各号別申立件数

区 分		平成16年		平成17年		平成18年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
1	号	40	32.0	24	25.0	40	28.0
2	号	45	36.0	44	45.8	51	35.7
3	号	37	29.6	27	28.1	47	32.9
4	号	3	2.4	1	1.0	5	3.5
合 計		125	100.0	96	100.0	143	100.0

資料：大阪府労働委員会調。

(注) 1件の申立てで多くの内容にわたるものがあるため、本表の申立件数は他表の申立件数と一致しない。

図表Ⅲ－４－18 労働組合法第7条各号内容別申立件数

区分		平成16年		平成17年		平成18年		
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	
1号	解雇	組合員であること	11	8.4	2	2.0	9	6.2
		組合加入	2	1.5	0	0.0	3	2.1
		組合結成	1	0.8	0	0.0	2	1.4
		組合活動	0	0.0	2	2.0	0	0.0
	その他不利益取扱い	組合員であること	23	17.6	13	13.0	23	15.9
		組合加入	6	4.6	7	7.0	1	0.7
		組合結成	2	1.5	0	0.0	0	0.0
		組合活動	1	0.8	3	3.0	3	2.1
黄犬契約		0	0.0	0	0.0	1	0.7	
2号	団体交渉拒否	45	34.4	44	44.0	51	35.2	
3号	支配介入	組合結成	1	0.8	3	3.0	4	2.8
		組合運営	36	27.5	25	25.0	43	29.7
	経費上の援助		0	0.0	0	0.0	0	0.0
4号	不当労働行為救済申立て等にかかる不利益取扱い	3	2.3	1	1.0	5	3.4	
合計		131	100.0	100	100.0	145	100.0	

資料：大阪府労働委員会調。

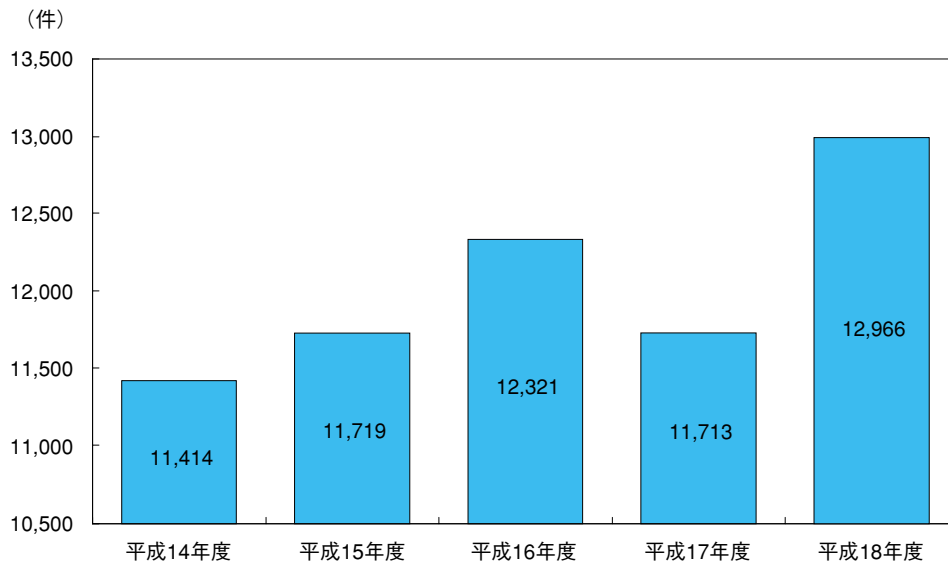
- (注) 1. 1件の申立てで多くの内容にわたるものがあるため、本表の申立件数は他表の申立件数と一致しない。
 また、同理由により、本表における各号別の合計件数についても、図表Ⅲ－４－17と一致しない。
 2. 黄犬契約とは、労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすることをいう。

図表Ⅲ－４－19 終結態様別終結件数（大阪府）

区分		平成16年		平成17年		平成18年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
移	送	0	0.0	0	0.0	0	0.0
却	下	2	1.9	3	3.0	3	3.5
取	下	7	6.8	16	16.2	26	29.9
和解	関与和解	26	25.2	30	30.3	16	18.4
	無関与和解	13	12.6	10	10.1	6	6.9
	小計	39	37.9	40	40.4	22	25.3
命令	全部救済	12	11.7	19	19.2	10	11.5
	一部救済	13	12.6	11	11.1	10	11.5
	棄却	30	29.1	10	10.1	16	18.4
	小計	55	53.4	40	40.4	36	41.4
合計 (A)		103	100.0	99	100.0	87	100.0
取扱件数 (B)		255		208		180	
終結率 (A/B)		40.4%		47.6%		48.3%	

資料：大阪府労働委員会調。

図表Ⅲ－４－20 年間労働相談件数の推移（大阪府）

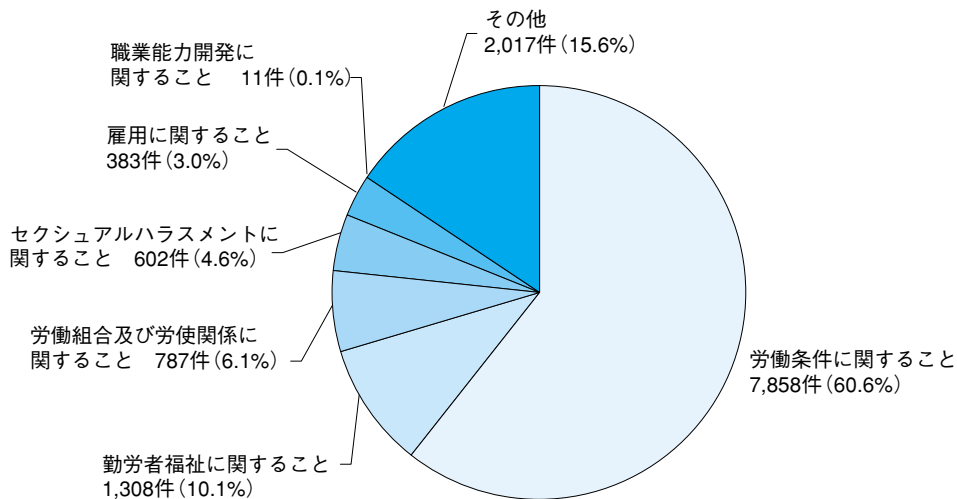


資料：大阪府商工労働部調。

1,379件（同10.6%）、100～299人が1,635件（同12.6%）、300人以上が1,718件（同13.3%）となり、300人未満の企業で6,574件（同50.7%）と規模の小さな企業の相談

が多くを占めている。これを前年度と比較すると、300人未満で1,512件増、300人以上が97件減と、規模の小さな事業所の相談が増加した。（図表Ⅲ－４－23）。

図表Ⅲ－４－21 平成18年度労働相談の内容（大阪府）



資料：大阪府商工労働部調。

図表Ⅲ－４－22 就労状況別労働相談件数の推移（大阪府）

	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
使用者側	1,172	10.3%	1,683	14.4%	1,873	15.2%	1,558	13.3%	1,934	14.9%
労働者側	10,242	89.7%	10,036	85.6%	10,448	84.8%	10,155	86.7%	11,032	85.1%
正規社員	6,302	55.2%	6,163	52.6%	6,473	52.5%	6,292	53.7%	6,389	49.3%
非正規社員	3,133	27.4%	2,933	25.0%	3,128	25.4%	3,014	25.7%	3,698	28.5%
パート・アルバイト	2,350	20.6%	1,990	17.0%	2,108	17.1%	1,891	16.1%	2,528	19.5%
派遣労働者	302	2.6%	320	2.7%	414	3.4%	442	3.8%	557	4.3%
契約社員	481	4.2%	623	5.3%	606	4.9%	681	5.8%	613	4.7%
その他※1	651	5.7%	765	6.5%	711	5.8%	768	6.6%	876	6.8%
無職	156	1.4%	175	1.5%	136	1.1%	81	0.7%	69	0.5%
合計	11,414	100.0%	11,719	100.0%	12,321	100.0%	11,713	100.0%	12,966	100.0%

※1 就労状況未確認の者、請負契約など。
資料：大阪府商工労働部調。

図表Ⅲ－４－23 規模別労働相談件数の推移（大阪府）

	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
30人未満	3,410	29.9%	3,481	29.7%	3,197	25.9%	2,860	24.4%	3,560	27.5%
10人未満	－	－	－	－	1,687	13.7%	1,638	14.0%	1,960	15.1%
10～29人	－	－	－	－	1,510	12.2%	1,222	10.4%	1,600	12.3%
30～99人	1,257	11.0%	1,642	14.0%	1,590	12.9%	1,388	11.9%	1,379	10.6%
100～299人	974	8.5%	925	7.9%	1,189	9.7%	814	6.9%	1,635	12.6%
300人以上	1,379	12.1%	1,393	11.9%	1,874	15.2%	1,815	15.5%	1,718	13.3%
その他	4,394	38.5%	4,278	36.5%	4,471	36.3%	4,836	41.3%	4,674	36.0%
合計	11,414	100.0%	11,719	100.0%	12,321	100.0%	11,713	100.0%	12,966	100.0%

資料：大阪府商工労働部調。